

与那国町景観計画

平成 25 年 3 月

与那国町

与那国町景観計画

目 次

第1章 景観計画の目的・構成	1
1. 計画策定の背景と目的	1
2. 計画の位置づけ・期間・構成	2
3. 計画策定の体制	4
第2章 与那国町の景観特性と課題	5
1. 与那国町の景観の変遷	5
2. 景観特性と課題	9
第3章 景観形成の方針	13
1. 基本理念と目標	13
2. 景観計画の区域	15
3. 良好な景観の形成に関する方針	16
第4章 良好な景観の形成のための行為の制限	23
1. 届出対象行為と手続きの流れ	23
2. 景観形成基準	25
第5章 良好な景観の形成に関するその他の方針	31
1. 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針	31
2. 景観重要公共施設の指定の方針	32
3. 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項	33
第6章 準景観地区	35
1. 準景観地区の区域と手続きの流れ	35
2. 準景観地区内における行為の基準	37
第7章 計画推進に向けて	39
1. 法に基づく取り組みの推進	39
2. 自主的な取り組みの推進	41

第 1 章 景観計画の目的・構成

1. 計画策定の背景と目的

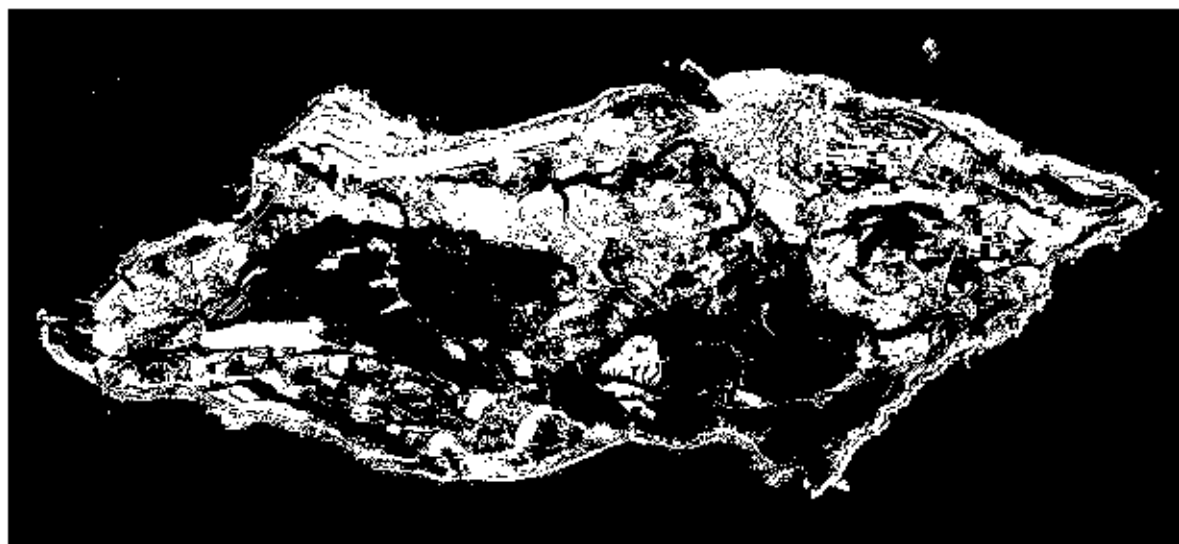
与那国町では、総合計画基本構想において将来像「健やかな自然・人・生活を育む島」のもと、「環境と共生のまち」、「海を守り支えるまち」、「伝統文化に支えられた自治と自律のまち」など6つの目標を掲げ、地域・伝統・文化そして独自の生態系を守り、身の丈にあったまちづくりに向けた各種の取り組みを進めています。

一方で、近年、鉄筋コンクリート等の建築物の立地が風光明媚な自然海岸沿いや海を臨む集落地内で進んでおり、景観をはじめとする地域環境の悪化が懸念されています。

「与那国島らしさ」を活かした島づくりを進めるため、また、「住んでよし、訪れてよし」の観点からまちづくりと一体となった魅力的な観光地づくりを進めるためには、島内各地区における与那国島らしい景観づくりを進めていくことが求められています。

こうしたなか、平成 16 年 6 月に景観法が制定されたことで、市町村等が地域の特性を活かした良好な景観形成を推進していく環境が整えられました。今後、景観法をはじめとした各種関連法制度を活用しながら、住民や行政など多様な主体が協力し、地域における景観づくりを総合的・計画的に進めることにより、地域の「魅力ある生活環境づくり」や「活力ある地域づくり」、「誇りの持てる地域づくり」に結びつくなどの多面的な意義・役割が期待されています。

こうした背景を受け、本町では平成 24 年 3 月に、景観法に基づく景観行政団体となりました。このため、町民等との協働のもと主体的な景観行政に取り組み、かけがえのない島の景観（どうなんちまらしさ）を島に暮らす全ての人々が認識し、一体となって守り、育むことで『あびるちま・どうなん』を実現することを目的に、景観法に基づく「与那国町景観計画」を策定します。



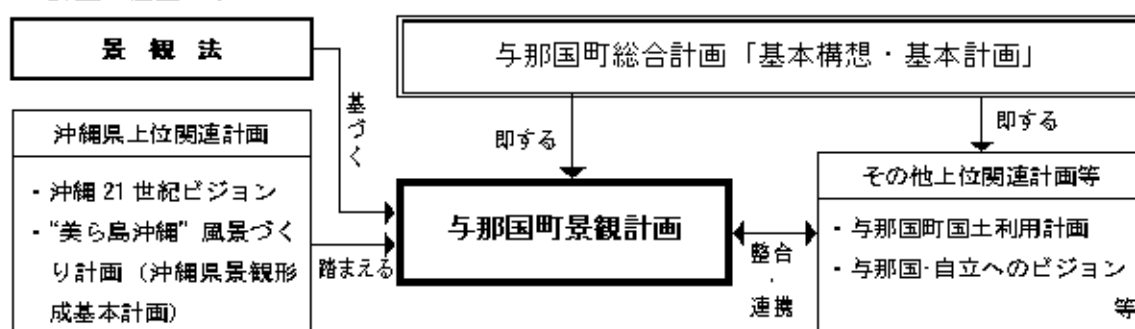
2. 計画の位置づけ・期間・構成

(1) 計画の位置づけ

与那国町景観計画は、景観法第8条に基づく景観計画（法定計画）として定めるものです。

また、本計画は、与那国町の景観に関する施策を総合的かつ体系的に示すものであり、与那国町総合計画「基本構想・基本計画」に即し、与那国町国土利用計画や与那国・自立へのビジョンなど町の上位関連計画等との整合・連携を図るとともに、沖縄県の上位関連計画を踏まえつつ策定するものです。

■ 計画の位置づけ



(2) 計画の期間

本計画の期間は、上位計画である第4次与那国町総合計画との整合を図り、平成24年度から平成32年度までの9年間とします。

なお、計画期間中であっても、社会経済情勢の変化や上位・関連計画の見直し等にあわせ、必要に応じて見直しを行うこととします。

■ 計画期間

年度 (平成年)	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
与那国町 総合計画	第4次与那国町総合計画 基本構想（平成23年度～平成32年度）									
	前期基本計画					後期基本計画				
	与那国町景観計画【平成24年度～平成32年度】									

(3) 景観計画の構成

与那国町景観計画は、以下の7章で構成します。

第1章 景観計画の目的・構成

1. 計画策定の背景と目的
2. 計画の位置づけ・期間・構成
3. 計画策定の体制

第2章 与那国町の景観特性と課題

1. 与那国町の景観の変遷
2. 景観特性と課題

第3章 景観形成の方針

1. 基本理念と目標
2. 景観計画の区域(法第8条2項1号)
3. 良好な景観の形成に関する方針(法第8条2項2号)

第4章 良好な景観の形成のための行為の制限(法第8条2項3号)

1. 届出対象行為と手続きの流れ
2. 景観形成基準

第5章 良好な景観の形成に関するその他の方針

1. 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針
2. 景観重要公共施設の指定の方針
3. 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

第6章 準景観地区

1. 準景観地区の区域と手続きの流れ
2. 準景観地区内における行為の基準

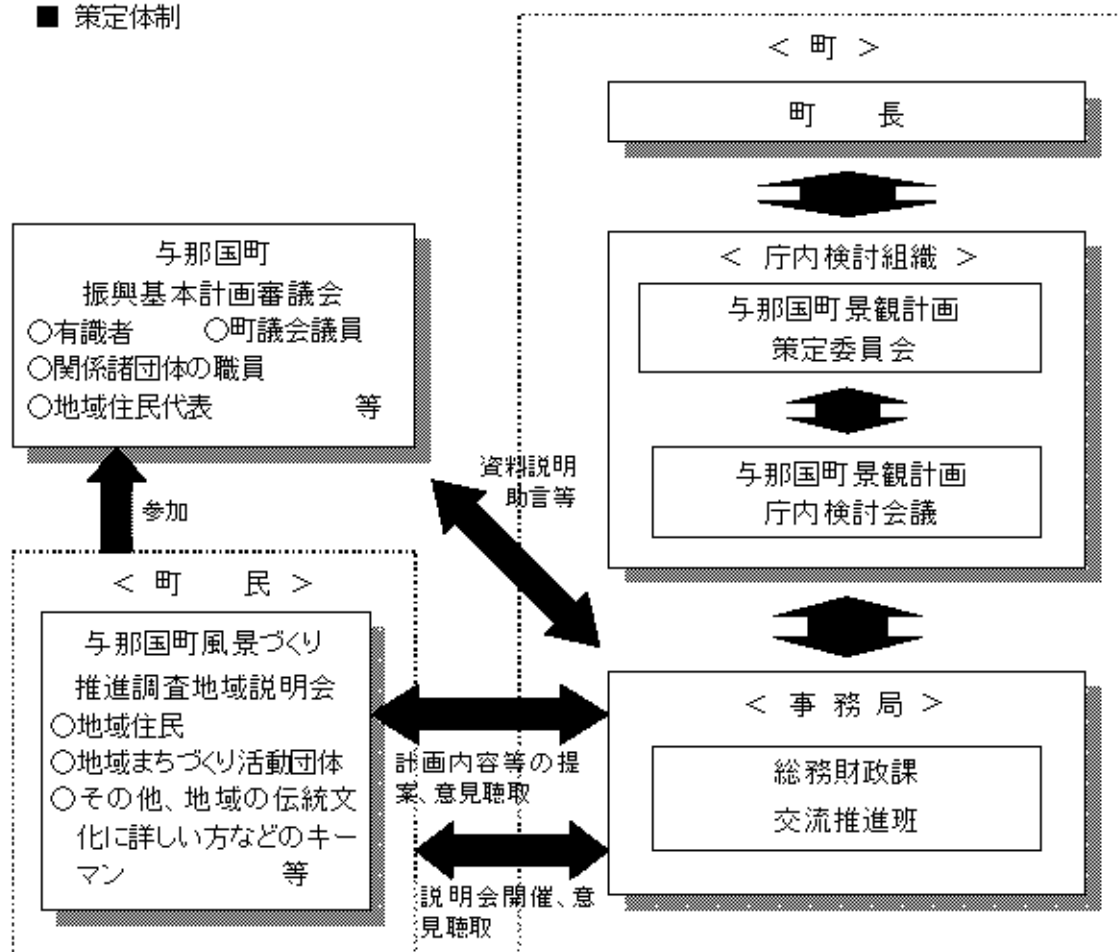
第7章 計画推進に向けて

1. 法に基づく取り組みの推進
2. 自主的な取り組みの推進

3. 計画策定の体制

計画策定の体制は以下の通りです。

■ 策定体制



第2章 与那国町の景観特性と課題

1. 与那国町の景観の変遷

(1) 町の景観変遷

本町の景観の変遷を「戦前」、「戦中・戦後復帰前」、「復帰後から現在」の時代に区切って概観します。

【戦前】

与那国島が文献としてはじめて登場する 1477 年朝鮮漂流民の見聞記記録*によると、当時は 100 人余の住民が島の周囲に住んでおり、当時すでに水田稲作文化が定着していました。住居は片屋根葺で部屋の区切りも障子もなく、いたって簡単な住居であったことが想像されます。「両島絵図帳」によると、祖納・島仲・鬚川の3ヵ村からなりますが、1628年の三間切制（大浜、石垣、宮良）移行時までにはこれらの村は統合され、与那国村となっています。

琉球王府による瓦葺きの制限が解除されたのは 1889（明治 22）年で、伝承によると与那国の瓦葺きの始めは十山御嶽及び十二の御嶽と祖納の小学校といわれ、民間では川満、高良、松田、富里、大屋、米浜、小嶺、入波平の各家などで、明治の終わりから昭和初期にかけては、瓦家造りが盛んだった時代でした。

一方、明治から大正にかけては沖縄県内の人々をはじめ他府県からも多くの移住民がふえ、人口も急増して島の経済発展に一段と拍車がかかった時代でもありました。多くの企業の立地に伴い、鯉節工場や精米所、倉庫、民家の屋根もトタン屋根とスレート屋根に変わっていきました。トタン、スレート屋根は普通合掌造りで、材料購入や建築技術はわりと簡便なので、母屋の附属建物にトタンやスレートを多く用いるようになりました。

※「成宗実録(第百五巻)」



◇ テインダバナから見た祖納集落
(1904年)



◇ テインダバナから見た祖納集落
(1938年)



◇ 田原川流域を隔てて宇部良岳を望む
(1938年頃)

【戦中・戦後復帰前】

太平洋戦争において、石垣島と台湾のほぼ中央に位置する与那国島は海上交通の中継地として利用されていたこともあり、頻繁な空襲を受けました。1945（昭和 20）年 8 月村当局の報告書によると、空襲を受けた久部良、祖納集落の家屋 834 戸中、149 戸が焼失し、とりわけ、久部良においては 221 戸中 138 戸が焼失するという甚大な被害を受けました。

終戦後、沖縄県は米軍政権下に入りますが、与那国町は台湾等との貿易などの拠点とし

て栄え、1947（昭和 22）年には町制が施行されました。台湾等との貿易は 1950（昭和 25）年の朝鮮戦争の頃まで続き、当時与那国島ではこれに関わる人々が多数出入りし、映画館や旅館、料亭などができ、まるで市のような様相を呈していたと伝えられています。

また、1949（昭和 24）年には各集落を一貫する道路（ヘイズ道路）が完成、その後も簡易水道、無線電話、さらには航空路の開設など、生活基盤施設の整備が進みます。

一方で、町制施行当時 12,000 人余りであった人口は、昭和 20 年代中頃からの高度経済成長、町内での第一次産業の不安定な情勢などに伴い急激に減少し、現在まで減少傾向は続いています。



◇ テインダバナから見た祖納集落(1947年撮影)



◇ トタン葺きの与那国郵便局久部良分室と周辺の通り(1952年頃)



◇ 石垣と溝と竹垣のある風景(1967年頃)

【復帰後から現在】

復帰後、1981（昭和 56）年には祖納港が開港、1987（昭和 62）年には新与那国空港（1,500m滑走路）が完成するなど、引き続き生活基盤施設等の整備が進み、また、昭和 48 年度から昭和 56 年度には土地改良事業が実施されるなど、農業基盤整備も進みました。

そうした基盤施設等の整備が進むなか、与那国町では復帰頃はまだ茅葺きの家屋が見られましたが、1984（昭和 59）年には 1 軒を残すのみで姿を消しました。そして現在、集落内では住居の建替え等に伴い木造赤瓦屋根の家屋、石垣や屋敷林が徐々に姿を消しつつあり、また、集落地外での住宅等の建設も見られるようになり、島の景観が変わりつつあります。



◇ 島仲集落(1972年撮影)



◇ 茅葺きが減り、瓦葺きやコンクリートの家が多くなった(1980年撮影)



◇ テインダバナから見た祖納集落(1997年撮影)

(2) 祖納集落における景観の現状

本町の中心的な集落であり、伝統的木造建造物が比較的多く残されている祖納において、集落道路からの目視により建物形態（構造、屋根）や石垣、フクギの状況を把握・整理しました。

1989年の調査結果と比較すると、伝統的木造建造物は減少し、内地瓦を使用した建物や現代的な建造物が増加しつつあります。また、残されている伝統的木造建造物についても、赤瓦屋根をトタン等で補修している物件が多く見られます。



◇ 祖納集落全景



◇ 伝統的木造建造物



◇ 伝統的木造建造物



◇ 2階建の伝統的木造建造物



◇ 補修された建造物



◇ 内地瓦を使用した建造物



◇ フクギの屋敷林



◇ フクギの屋敷林

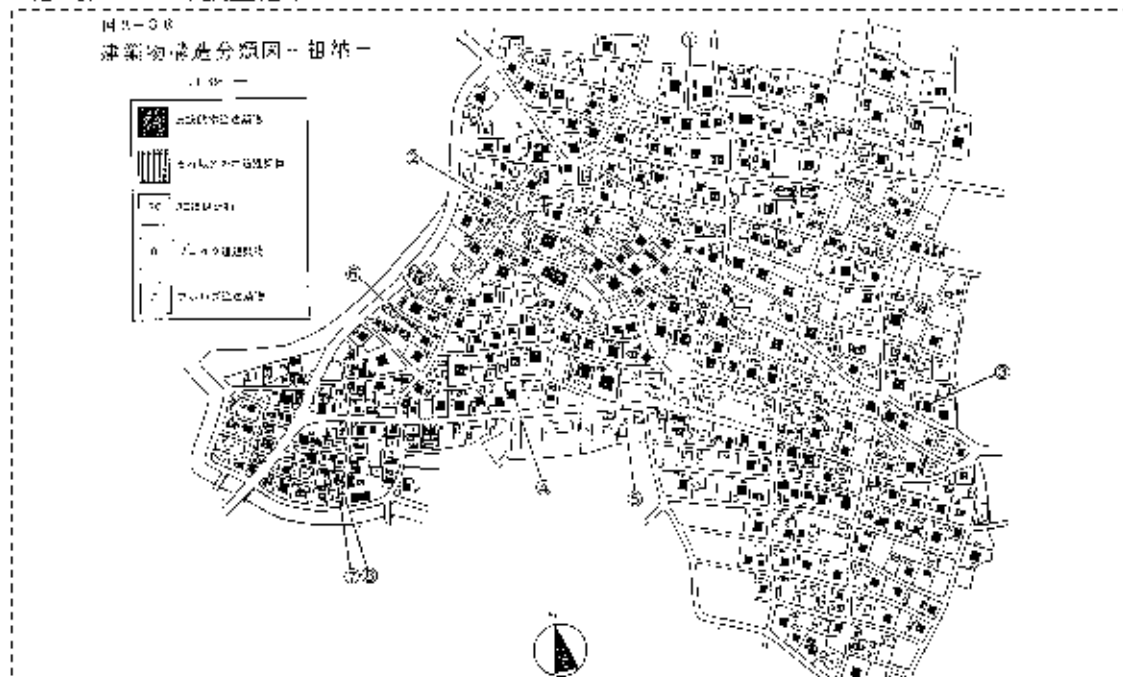


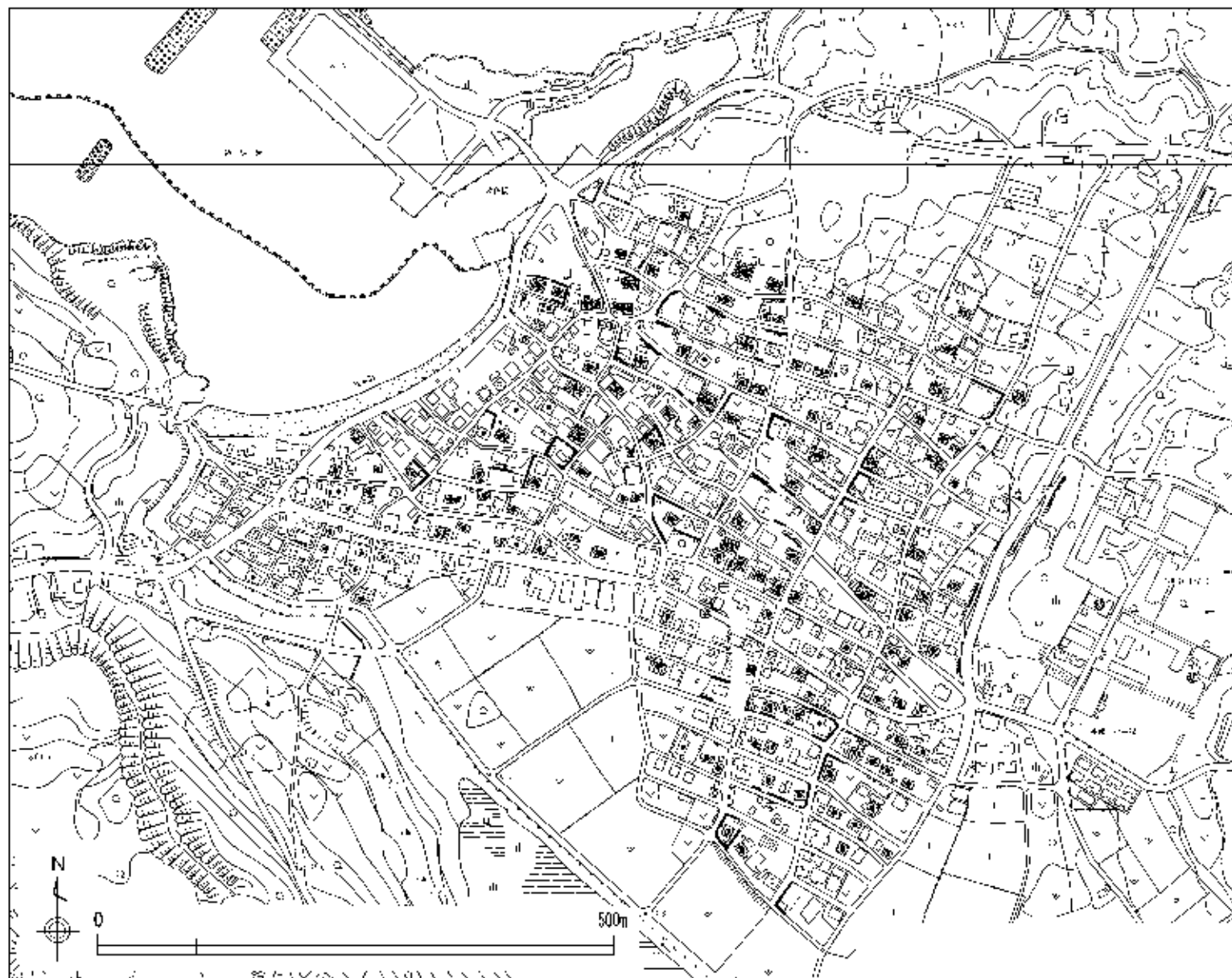
◇ 現代的な建築物



◇ 現代的な建築物

(参考) 1989年調査結果





【構造】

□ 木造

□ 瓦葺 其他

【屋根】

● 赤瓦

⊙ 赤瓦（トタン等）

○ 其他の瓦屋根

□ 瓦葺 其他

【その他】

— 石垣

~~~~~ フクギ

## 2. 景観特性と課題

本町の景観の特性と課題を「自然景観」、「歴史・文化的景観」、「生活景観」の3つの視点(景観類型)から整理します。

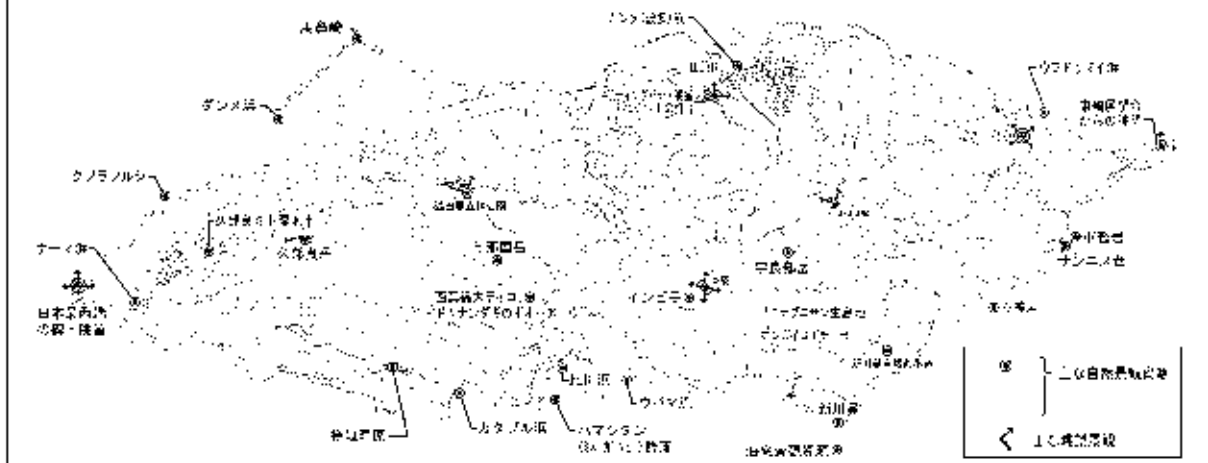
### (1) 自然景観の特性と課題

- 起伏に富む地形や断崖状の海岸線等が創り出す変化に富み迫力ある自然景観が島の中心的な景観となっています。
- 山地・丘陵にはイタジイやウラジロガシ群落、海浜部にはハマシタンやコウライシバ群落、塩沼・湿原にはヒメガマやミミモチシダ群落など貴重な植生が見られ、またヨナクニカラスバトをはじめとする希少鳥獣、県指定天然記念物であるヨナグニサンの生息地になっているなど、貴重な動植物が生息・生育しています。
- 一方で、近年自然海岸沿いなどで鉄筋コンクリート造等の建築物の立地が進んでおり、景観の悪化等が懸念されています。海岸線や森林などの自然地において、建築や開発行為等による土地の形状変更に対する適切な規制・誘導を図る必要があります。
- また、海浜部での漂着ゴミの増加等による景観の悪化等も懸念されています。町民等の主体的な清掃活動等の充実や、自然環境の保全に関する意識向上が求められます。
- 地形的な変化に富む本町には多くの景勝地・眺望点が存在し、その中には展望台等が整備されている箇所もありますが、荒廃している箇所も見られます。景勝地・眺望点等の整備、適切な維持管理に努める必要があります。



### ■ 主な景観資源

- 西崎、日本最西端の碑
- 東崎、東崎展望台
- サンニヌ台、立神岩、軍艦岩等の奇岩
- 西真嘉大デイゴ
- ドラナダギのオオバアコウ
- クブラフルシ
- 馬鼻崎、新川鼻
- ティンダバナ、ティンダバナからの眺望
- 海底景観資源
- 久部良ミト湿地帯
- 樽舞湿原
- 比川のミズカンピ、イソマツ群落、トダイボタ等の海岸植生
- 宇良部岳・久部良岳・与那国岳・インビ岳等の山並み、アンガイロドナー帯、ヨナグニサン生息地、満田原森林公園
- 田原川
- 砂浜(ナンタ浜、ウパドマイ浜、ウバマ浜、比川浜、カタブル浜、ナーマ浜、ダンス浜等)



## (2) 歴史・文化的景観の特性と課題

○島内には指定文化財の他、多くの聖なる空間（ウガン・トゥニ・ビディリ等）が分布しています。しかしながら祭場については、その数や分布が必ずしも明確とはなっていません。また、維持管理が行き届いておらず荒廃しているものや、開発等により改変、消失してしまったものなども見られます。

○こうしたことから、島の聖なる空間について、調査を進めるとともに、可能な限り改変されたり景観的なダメージを受けたりしないよう、町民および関係者等への周知のあり方や保全の仕組みを工夫していくことが求められます。

○与那国島は歌と踊りの島とも言われ、古謡、狂言、舞踊、棒踊、組踊など、歴史の中で育まれた多彩な伝統芸能が今も町民の暮らしに根付いています。とりわけ、12の御嶽を中心とした祭事とそれに伴う歌と踊りは、「与那国島の祭事の芸能」として国指定重要無形民俗文化財に指定されています。こうした島の伝統的な行事・祭事、芸能を保全し、後世へと継承していくことが重要です。



### ■ 主な景観資源

- ていんだん・どろくろ
- 新川尻開さく碑
- ティバルアジ屋敷跡
- 伝説の残る地(クブラ(久部良)バリ、トゥング(人畑田))
- 十山御嶽、クブラ御嶽、トゥグル御嶽、ンディ御嶽、ウヤバル御嶽、ンダン御嶽、ウラム御嶽、ヌック御嶽、ティ御嶽、トゥマイ御嶽、ディティグ御嶽、ナウンニ御嶽、アラガ御嶽
- 遺跡(浦野遺跡、島仲村跡遺跡、与那原遺跡、トゥグル浜遺跡・トゥグル遺跡、長ダンアジ屋敷跡遺跡、長サガムトゥ村跡遺跡等)
- 金刀比羅神社
- ティンダバナ上の灯台
- 上記以外の主な祭場(トゥニ・ビディリ、しまいヌキち、だまとしまが(大和墓)、うぶか(ペーちゃんヌはが)、まやーぐあ(の墓)など)
- マチリ、シテ祭、古謡、棒踊り、村踊りなどの伝統行事・祭事、地名・字名
- ダティグチディ、チー(火)タティ山
- バサダ
- ドゥグイチディ
- 番所跡
- 女酋長サンアイ・インバの生居地
- アラガクル
- 浦野基地群
- ダバドゥ道(アミティ)



### (3) 生活景観の特性と課題

#### 1) 集落

- 祖納集落では、木造赤瓦の伝統的な建造物や石垣、屋敷林が比較的多く残されています。しかしながら伝統的建造物の中にはトタン等で補修されているなど、修理が求められる物件も多い状況にあります。
- また、近年、新築や建替え等に伴い鉄筋コンクリート造等の現代的な建物が増加傾向にあり、久部良集落や比川集落においては、伝統的建造物はほとんど残っていない状況にあります。
- こうしたことから、残された貴重な生活文化資源である伝統的建造物、石垣や屋敷林等の保全・修理を図ることが求められます。あわせて、建築物や工作物の新築・建替え、設置等にあたっては、周辺の伝統的建造物や自然環境等に配慮した建築・修景が行われるよう規制・誘導を図る必要があります。
- 久部良集落には漁港が整備され、漁村集落としての景観が見られるとともに、国際カジキ釣り大会の開催などを通じた地域内外の交流空間ともなっています。今後とも、漁村集落としての快適で魅力的な景観の保全・形成と、漁港を中心とした更なる交流促進に資する景観づくりが求められます。
- 比川集落は比較的規模が小さく、周辺を取り巻く豊かな自然や農地と一体となった、のどかで落ち着いたある農村景観が見られます。また、テレビドラマのオープンセットが立地しており、これらの資源を活かした交流が行われています。今後とも、こうした集落の特性を踏まえた快適で魅力的な景観の保全・形成と、更なる交流促進に資する景観づくりが求められます。

#### 2) 農地

- 島の東、北、南の3箇所には広大な牧場がひろがり、与那国馬や牛が放牧され、島の特徴的な景観となっています。また、山地・丘陵域の周辺台地などにサトウキビや水稲を中心とした田畑がひろがり、暮らしに結びついた農地景観が見られます。こうした島の個性ある美しい農地景観を保全していく必要があります。



祖納集落の伝統的建造物



石垣と屋敷林



久部良漁港



久部良の国際カジキ釣り大会



「診療所」オープンセット



放牧場



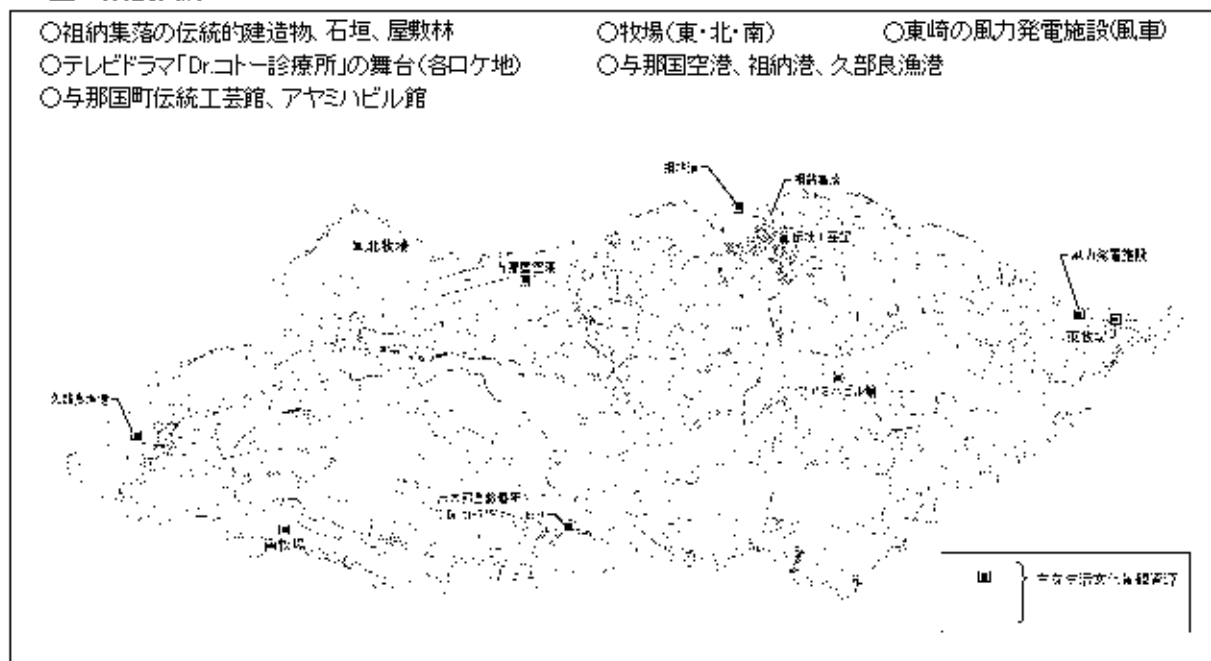
水田

### 3) 公共公益施設

- 与那国空港や祖納港、久部良漁港は島の第一印象を決定づける拠点施設となっており、これらの施設での魅力的な景観形成を図る必要があります。
- 島を一周する県道・町道は、山並みや海岸線の雄大な景色、牧場や田畑の落ち着いたある農地景観など、島の多彩な景観が楽しめる軸線となっています。しかしながら、一部、自然地内になじまないガードレールの設置や道路植栽の維持管理が不十分な状況などが見られることから、それぞれの地区の景観特性にあった良好な道路景観の形成を図る必要があります。
- その他、島内には官公署や学校教育施設、アヤミハビル館等の社会教育・文化施設などの公共公益施設があります。これらは集落地のほか、自然地などにも立地しており、施設周辺の景観特性に応じた適切な修景等が求められます。



### ■ 主な景観資源



## 第3章 景観形成の方針

### 1. 基本理念と目標

#### (1) 基本理念

本町は、我が国最西端に位置する地理的条件と、豊かで時に厳しい自然環境の中で、風土に根ざした独自性の高い文化を育んできました。その自然や文化が織りなす島の景観が「どうなんちま（与那国島）らしさ」を形づくる重要な要素となっています。

本町の景観行政を進めるうえでは、このかけがえのない島の景観（＝どうなんちまらしさ）を島に暮らす全ての人々が認識し、一体となって守り、育むことが重要であり、その取り組みが町民の誇りや愛着を育み、そして町の魅力を更に高め、島を訪れる人々の感動へとむすびつくことが求められます。

したがって、こうした島の自然と文化、人が良き関係を築き、互いに交わり響きあいながらどうなんちまの美しい景観をつくりあげていく姿を本町の景観づくりの基本理念として、以下のように設定します。

#### — 基本理念 —

**島人みんなで守り育む 自然、文化、人が交響する**

**「あびゃるちま・どうなん」**

#### (2) 景観づくりの目標

基本理念に基づき、本町の景観づくりの目標を以下のように設定します。

##### 目標1 自然と文化が交響する どうなんちまの景観づくり

— 島に根ざし暮らしを豊かにする景観の保全・育成・創造 —

島の基層をなすかけがえのない豊かな自然環境と、その中で育まれてきた島固有の魅力的な歴史文化を守り、育てながら、それらと調和したうるおいのある豊かな生活環境に結びつく景観づくりを進めます。





**目標2** 人と人が交響する どうなんちまの景観づくり  
— 来訪者を惹きつけ、交流を育む景観づくり —

---

「どうなんちまらしい」景観を活かし、国内外への情報発信や、観光をはじめとした島の産業との連携を図るなど、景観づくりを通して国内外の多くの人々が来訪し交流する、魅力あふれる島の創出を目指します。



**目標3** 人と自然・文化が交響する どうなんちまの景観づくり  
— 町民一人ひとりが自然、文化を守り・育む島の創出 —

---

豊かな自然や独自性の高い文化が織りなす「どうなんちまらしい」景観の価値を島に暮らす全ての人々が認識し、景観づくりの目標などを共有しながら、一人ひとりが主体的に、そしてまた連携・協働して景観づくりに取り組む島の創出を目指します。





## 2. 景観計画の区域

本町においては、多彩な景観資源や景観に関する課題が町全域に分布していることから、特定の限定的な地区だけでなく、広く面的に、かつ総合的な景観形成を進めていくことが重要です。

従って、与那国町の景観計画区域は、

**与那国町全域**(町自然環境保護条例指定区域やリーフなど一部の海域を含む)

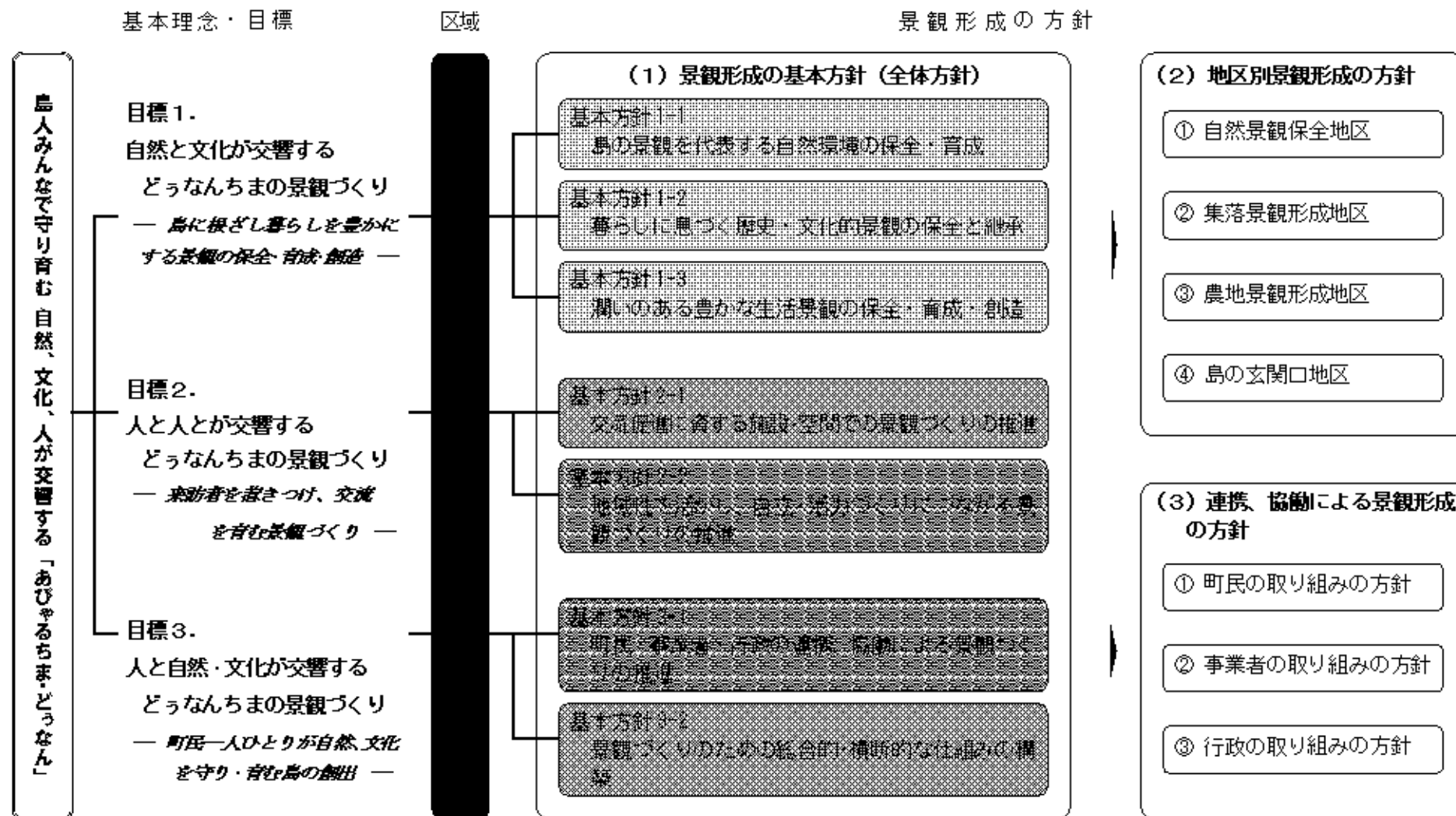
とします。

### ■ 景観計画の区域



### 3. 良好な景観の形成に関する方針

基本理念・目標の実現に向けて、景観計画区域に係る良好な景観形成に関する方針を以下のように定めます。



## (1) 景観形成の基本方針（全体方針）

### 基本方針 1-1 島の景観を代表する自然環境の保全・育成

島の景観を代表する豊かな自然を守り、育むため、島の骨格を形づくる山並みや稜線、美しくダイナミックな海岸景観を保全しつつ、貴重な動植物等の自然環境の保全・活用を図ります。また、景勝地・眺望点の整備および適切な維持管理を進めます。

### 基本方針 1-2 暮らしに息づく歴史・文化的景観の保全と継承

木造赤瓦の伝統的な建造物や石垣、屋敷林などが形づくる伝統的な集落景観の保全・回復に努めるとともに、ウガンやトゥニ、ビディリなどの島の祭場空間の保全・修復および適切な維持管理を図ります。

また、マチリをはじめとした町民の暮らしに息づく島固有の多彩な伝統芸能・祭事の保全・継承に努めます。

### 基本方針 1-3 潤いのある豊かな生活景観の保全・育成・創造

祖納の伝統的集落景観や久部良の漁村景観、比川の農村景観など、集落それぞれの持つらしさを活かしながら、美しく快適な集落景観の形成を図ります。

また、与那国馬や牛が放牧された広大な牧場などのどうなんちまらしい農地景観の保全と有効利用を図ります。

### 基本方針 2-1 交流促進に資する施設・空間での景観づくりの推進

交流促進に資する魅力的な景観の創出に向けて、与那国空港をはじめとする各拠点施設での良好な景観の創造・演出を図ります。

また、島を一周する主要な道路（県道与那国島線・与那国港線、町道新川線・東崎線・南牧場線）については、自然地や集落内など、道路が通るそれぞれの地区の特性に応じた道路施設等（舗装、照明灯、ガードレール等）の修景・整備、街路樹の保全および適切な維持管理による良好な道路景観の形成・保全を図ります。

### 基本方針 2-2 地域性を活かし、自立・活力づくりにつながる景観づくりの推進

島の優れた景観資源を活用した交流推進を図るため、情報発信の充実に努めます。一方で、来島者の景観に関する意識向上に向けた取り組みを進めます。

### 基本方針 3-1 町民・事業者・行政の連携、協働による景観づくりの推進

良好な景観形成に関する各種情報等の提供、普及・啓発に努め、町民等の意識醸成を図るとともに、町民等の主体的・継続的な取り組みを支援する各種制度の創設等を行います。

### 基本方針 3-2 景観づくりのための総合的・横断的な仕組みの構築






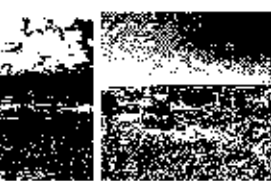






景観法に基づく取り組みの推進と併せて、伝統的建造物群保存地区制度など、関連する各種法制度・事業等と連携した総合的・横断的な景観づくりを進めます。

そのため、庁内各部局の連携体制を充実するとともに、国や沖縄県などの関係機関・部局との連携強化を図ります。

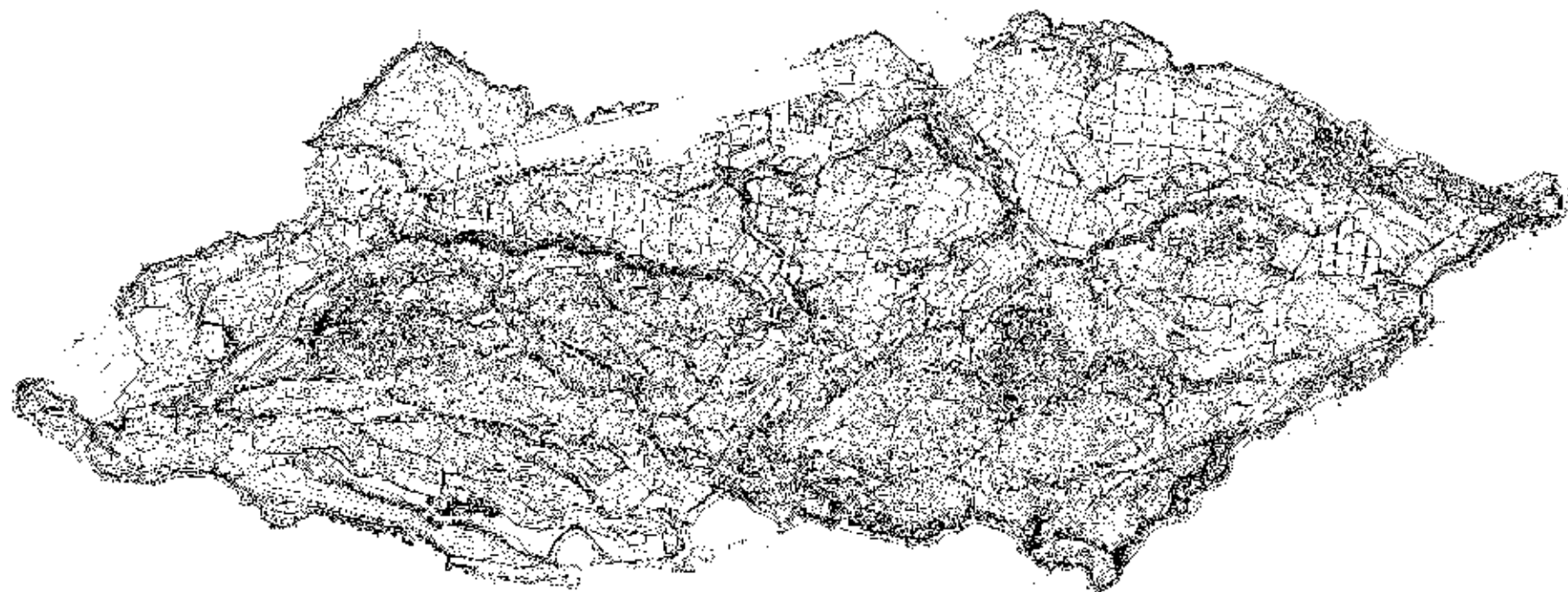
## (2) 地区別景観形成の方針

土地利用の現状や法規制、景観特性などを踏まえて、景観計画区域を以下の4地区に区分し、それぞれの地区ごとに景観形成の方針を定めます。

### ■ 地区区分

| 地区        | 地区の範囲                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①自然景観保全地区 | <p>○主として森林地域、保安林、沖縄県自然環境保全条例指定区域（特別地区・普通地区）、与那国町自然保護条例（景勝保護区・亜熱帯植物保護区）による指定がなされている区域。</p> <p>○河川・湿地帯、その他農業振興地域白地地域のうち現在森林・原野として利用されている区域。</p> <p>○与那国町自然保護条例指定区域（海中保護区、景勝保護区の海岸部）、リーフの区域および独特の海底景観を形成している海底の自然資源（海底景観資源）周辺の区域。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">    </div> |
| ②集落景観形成地区 | <p>○祖納、久部良、比川の各集落の区域、その他現在宅地や公共公益施設用地として利用されている区域。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">    </div>                                                                                                                                                                          |
| ③農地景観形成地区 | <p>○自然景観保全地区を除く農業振興地域農用地地区域。</p> <p>○その他の農業振興地域白地地域で上記自然景観保全地区、集落景観形成地区を除く区域。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">    </div>                                                                                                                                               |
| ④島の玄関口地区  | <p>○与那国空港および祖納港、久部良漁港の区域。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">    </div>                                                                                                                                                                                                   |

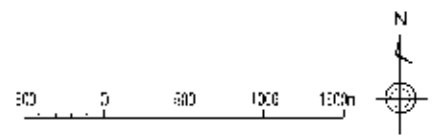
■ 地区区分図



● 赤松の郷 ●

- 陸域 } ① 自然景観保全地区
- 海域 } ② 集落景観形成地区

- ③ 農地景観形成地区
- ④ 島の玄関口地区



## ① 自然景観保全地区

### □ 島の骨格を形づくる山並みや稜線の保全

- 建築物・工作物の建築・建設等にあたっては、宇良部岳・久部良岳などの山並みや緑の稜線を阻害しないよう、配置や規模、素材等に充分配慮したものとします。
- 森林の適切な維持管理と育成に努め、良好な森林景観を保全します。

### □ 美しくダイナミックな海岸景観の保全

- 変化に富む海岸線や美しい砂浜、サンニヌ台や立神岩等の奇岩など、美しくダイナミックな海岸景観を構成する資源・要素を保全します。
- 建築物や工作物の建築・建設等にあたっては、島の重要な景観資源である雄大な海への眺望を阻害しないよう、配置や規模等に充分配慮したものとします。また、景勝地・眺望点の整備と適切な維持管理を行います。

### □ 貴重な自然環境の保全と活用

- 山地・丘陵域のイタジイやウラジロガシ群落、ハマシタン群落やトゲイボタ群落などの海岸植生、県指定天然記念物のヨナグニサンなど、貴重な動植物を保全するとともに、環境学習の充実や交流の推進にも資する活用を図ります。
- 排水の直接流出や赤土流出の防止など、海・河川等の水質汚染対策を進めます。

### □ 歴史文化と一体となった自然景観の保全と活用

- クブラバリー帯やティンダバナなど、歴史文化と一体となった自然景観を保全するとともに、交流の推進にも資する活用を図ります。

## ② 集落景観形成地区

### □ 伝統的な集落景観の保全・回復

- 祖納集落に比較的多く残されている木造赤瓦の伝統的な建造物や石垣、屋敷林などの保全・修理を図るとともに、新たな建築物・工作物の建築・建設等にあたっては、伝統的な集落景観の保全・回復に資するよう充分配慮したものとします。
- 無人化など活用されていない古民家を再生し、宿泊施設等として活用するなど、観光振興とも連動した伝統的な集落景観の保全・回復の取り組みを検討します。

### □ 周辺景観と調和した美しく快適な集落景観の形成

- 久部良集落、比川集落においても、残された伝統的な建造物や石垣、屋敷林を可能な限り保全するとともに、新たな建築物・工作物の建築・建設等にあたっては、それぞれの集落の特性を踏まえたものとします。
- 集落内の公民館などの公共公益施設や人が集まる広場などの緑化・修景と適切な維持管理を行います。

### ③ 農地景観形成地区

#### □ どうなんちまらしい農地景観の保全

- 島を取り巻く広大な牧場などが形づくるどうなんちまらしい農地景観を保全、育成します。
- 建築物・工作物の建築・建設等にあたっては、農地景観との調和に配慮したものとします。

#### □ 農業振興を通じた景観づくりの推進

- 農家等との連携・協力のもとで、農地の適切な維持管理、耕作放棄地の解消に努めます。
- どうなんちまらしい景観に配慮した農業基盤の整備を進めます。

### ④ 島の玄関口地区

#### □ 交流の促進等にも資する魅力的な景観の創造・演出

- 島の玄関口として、景観の第一印象を決定づける与那国空港や祖納港、久部良漁港では、どうなんちまらしさを活かし、交流の促進等にも資する魅力的な景観の創造・演出に取り組みます。

### (3) 連携、協働による景観形成の方針

良好な景観形成に向けては、町民・事業者・行政のそれぞれが主体的に、また互いに連携し、協働で取り組むことが重要です。

「あびやるちま」の実現に向けて各主体が連携、協働して取り組む島を創出するため、町民・事業者・行政それぞれの取り組みの方針を以下のとおりとします。

#### ① 町民の取り組みの方針

##### □ 景観づくりへの主体的な取り組みの推進

- 町民が自らの島の自然環境や歴史、文化などを学び、島の誇りとなる資源やらしさを見出すとともに、その保全、継承に努めます。
- 行政等との連携、協働のもとで、地域の良好な景観形成に向けて主体的に取り組めます。

##### □ 暮らしのなかでの景観への配慮

- ゴミのポイ捨てや不法投棄の防止など、日々の生活の中で景観阻害要因を出さないよう心がけます。
- 集落内や道路、海岸などの清掃・美化活動を積極的に行います。

#### ② 事業者の取り組みの方針

##### □ 周辺の景観、島の自然環境に配慮した事業の展開

- 規模の大きい事業所については、敷地内や建物の緑化・修景を行うなど、周辺景観への配慮を行います。
- 大気汚染の防止や水質の保全など、島の自然環境の保全に配慮した事業の展開に努めます。

##### □ 景観づくりへの主体的な取り組みの推進

- 島の資源・特性を理解し、地域の良好な景観形成に向けて町民とともに積極的に取り組みます。

#### ③ 行政の取り組みの方針

##### □ 連携・協働による景観形成の仕組みづくり

- 町民や事業者への景観に関する各種情報等の提供を行います。
- 専門家の派遣、表彰制度や助成制度の創設など、町民や事業者の主体的・継続的な取り組みを支援する仕組みをつくります。
- 町民や事業者、庁内関係部局、国や沖縄県、関係機関等との十分な連携、協働のもとで景観づくりに取り組む体制を構築します。
- 町民の意見等を十分に踏まえ、景観形成に関する各種施策・事業を積極的、継続的に展開します。

##### □ 景観形成の規範となる公共施設の整備・維持管理

- 公共施設は景観形成の規範となるものとして、周辺景観と調和したデザインや積極的な緑化など、質の高い整備に努めるとともに、適切な維持管理を行います。



## 第4章 良好な景観の形成のための行為の制限

### 1. 届出対象行為と手続きの流れ

#### (1) 届出対象行為

本町における届出対象行為を以下のとおりとします。

##### ■ 届出対象行為

| 対象となる行為                                                                         | 対象となる規模                                                                    |
|---------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|
| 1) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更<br>【特定届出対象行為 <sup>※1</sup> 】 | ○新築、増築、改築若しくは移転する全ての建築物<br>○外観の変更の範囲が10㎡を超えるもの                             |
| 2) 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更<br>【特定届出対象行為 <sup>※1</sup> 】 | ○建築基準法第88条、同法施行令第138条に定める工作物 <sup>※2</sup><br>○上記に係る工作物の外観の変更の範囲が10㎡を超えるもの |
| 3) 開発行為                                                                         | ○土地の面積が10㎡を超えるものもしくは高さ1.5mを超えるのり面が生じるもの                                    |
| 4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更                                                | ○土地の面積が10㎡を超えるものもしくは高さ1.5mを超えるのり面が生じるもの                                    |
| 5) 木竹の伐採                                                                        | ○全て。但し、枯損した木竹や危険な木竹の伐採、木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採等を除く                            |
| 6) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積                                                   | ○堆積の高さが3m以上もしくは土地の面積が300㎡以上で、堆積の期間が90日以上のも                                 |

※1：景観法第17条第1項の規定により景観行政団体の条例で定める行為。特定届出対象行為について、景観計画に定められた形態意匠の制限に適合しないものをしようとする者またはした者に対しては、必要な限度において、設計の変更その他の必要な措置をとることを命ずることができます（変更命令）。

※2：建築基準法第88条、同法施行令第138条に定める工作物は概ね以下のとおりです。

#### (1) 煙突、広告塔、高架水槽、擁壁その他これらに類する工作物

- ① 高さが2mを超える擁壁
- ② 高さが4mを超える広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの
- ③ 高さが6mを超える煙突
- ④ 高さが8mを超える高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの
- ⑤ 高さが15mを超える鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの

#### (2) 昇降機、ウォーターシュート、飛行塔その他これらに類する工作物

- ① 乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの
- ② ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設
- ③ 観覧車、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの

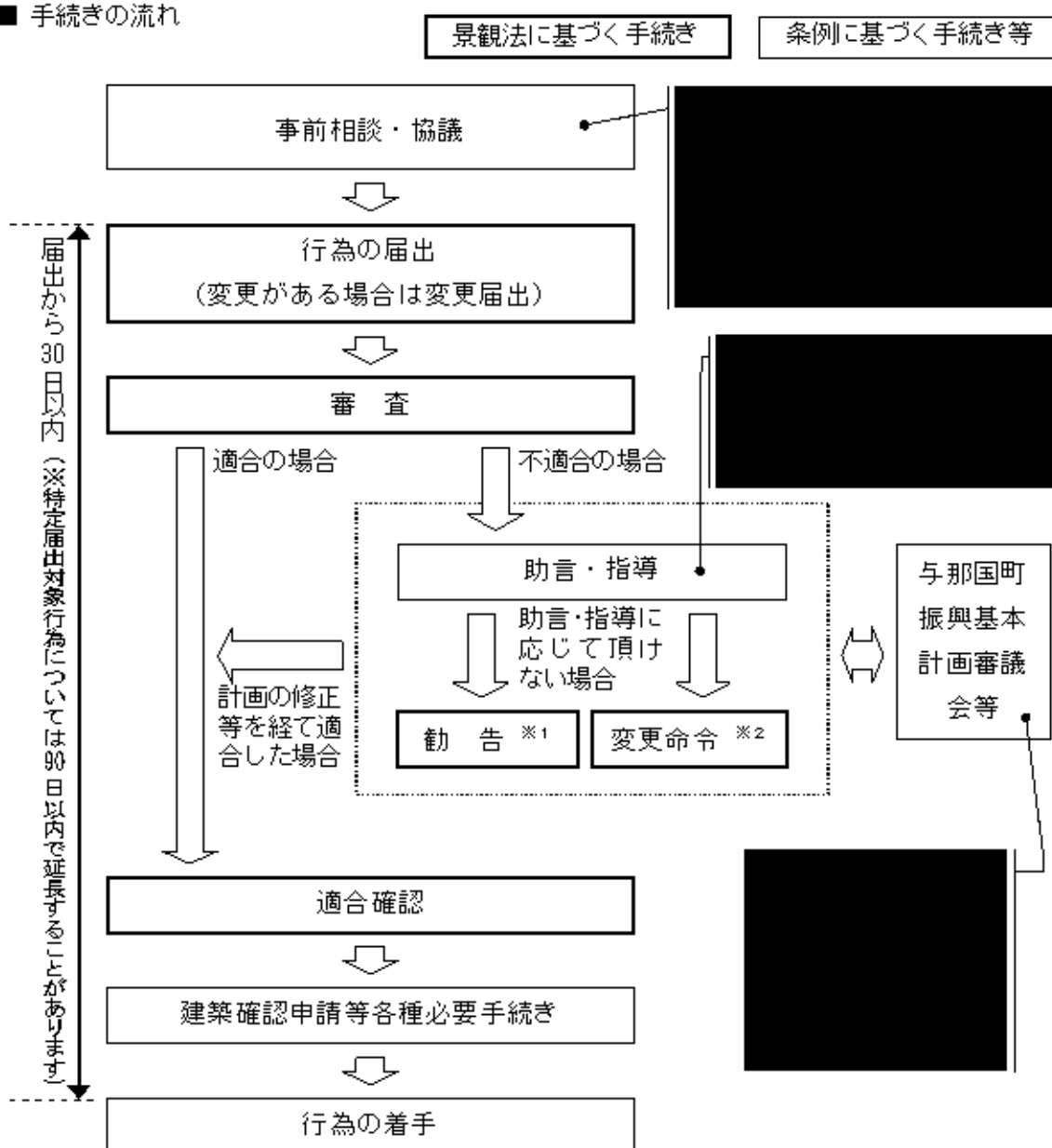
#### (3) 製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物

## (2) 手続きの流れ

届出の対象となる行為を行おうとする者は、行為の着手前に届出を行います。届出後、30日間（特定届出行為について、実施調査等が必要な場合は90日以内）は基礎工事を除き、当該行為に着手することはできません。一方、町では次節に示す景観形成基準に沿って「審査」し、基準に適合していない場合には「勧告」または「変更命令」を行います。

また、本町においては、効果的かつ円滑な運用を図るため、行為の届出の前に「事前相談・協議」を行うとともに、審査の結果、基準に適合していないものに対する勧告等の前に再度「助言・指導」を行うこととします。

### ■ 手続きの流れ




※1：届出に係る行為が景観計画に定められた景観形成基準に適合していない場合には、設計の変更など必要な措置をとるよう勧告することができます。

※2：特定届出対象行為のうち、建築物又は工作物の形態又は色彩その他の意匠について、景観計画に定められた景観形成基準に適合していない場合には、適合させるため必要な限度において、設計変更など必要な措置をとるよう命ずることができます。

## 2. 景観形成基準

本町における景観形成基準を以下のとおりとします。

### (1) 建築物・工作物

|                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><b>① 自然景観保全地区</b></p> <p><input type="checkbox"/> 島の骨格を形づくる山並みや稜線の保全<br/> <input type="checkbox"/> 美しくダイナミックな海岸景観の保全<br/> <input type="checkbox"/> 貴重な自然環境の保全と活用<br/> <input type="checkbox"/> 歴史文化と一体となった自然景観の保全と活用</p> |                                                                                                                                                                                                                                                               |
| <p>高さ・配置</p>                                                                                                                                                                                                                | <p>① 建築物の高さは、原則として7m以下とします。但し、当該建築物が航空法その他の法令等の基準に基づき、かつ本計画における「良好な景観の形成のための方針」に則り、周辺の景観と調和するように工夫された場合はその限りではありません。</p> <p>② 工作物の高さは、「良好な景観の形成のための方針」に則り、かつ、周辺の景観と調和するよう配慮し、当該工作物の設置目的等を達成するために必要な最低限度の高さとします。</p> <p>③ 建築物や工作物の配置は、山並みの景観や海への眺望景観を阻害しないよう配慮することとし、建築物等が大規模になる場合は分節化、分棟化などを工夫します。</p> <p>※建築物・工作物の高さの算定方法は建築基準法に基づくものとします。</p> |
| <p>形態・意匠</p>                                                                                                                                                                                                                | <p>① 建築物の屋根の形状は、山並みや稜線等と調和するよう、できる限り勾配屋根とし、赤瓦葺きを採用するよう努めます。</p> <p>② できる限り木材や石材などの自然の素材を用いるなど、周辺の景観との調和に配慮し、金属類などの光沢のある素材や光を反射する素材の使用はできる限り避けることとします。</p> <p>③ 屋外に設ける設備は、配置の工夫や遮へいなどにより、できる限り周辺から目立たないようにします。</p> <p>④ 屋外において常時設置する照明は、過度の明るさや色彩のものをを用いないこととします。</p>                                                                            |
| <p>色彩</p>                                                                                                                                                                                                                   | <p>① 建築物の外壁は、周辺の自然景観になじむ色彩（マンセル値：色相7.5R～YR～Y、明度8以上、彩度3以下）とします。但し、着色していない木材などの自然素材によって仕上げられるものや、外壁の一部についてアクセント的に用いる色彩を除きます。</p> <p>② 建築物の屋根や工作物に用いる色彩は、極端な低明度、高彩度を避け、周辺の景観との調和に配慮することとします。</p>                                                                                                                                                   |
| <p>緑化</p>                                                                                                                                                                                                                   | <p>① 建築物・工作物の敷地内はできる限り緑化するものとします。</p> <p>② 敷地の周辺に設ける垣・柵・塀は、琉球石灰岩の石垣もしくは生垣によるものとし、その高さは周辺に圧迫感を与えないよう、敷地地盤面から1.5m以下とします。</p>                                                                                                                                                                                                                      |

## ② 集落景観形成地区

- 伝統的な集落景観の保全・回復
- 周辺景観と調和した美しく快適な集落景観の形成



|       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 高さ・配置 | <p>① 建築物の高さは、原則として 10m以下とします。但し、当該建築物が航空法その他の法令等の基準に基づき、かつ本計画における「良好な景観の形成のための方針」に則り、周辺の景観と調和するように工夫された場合はその限りではありません。</p> <p>② 工作物の高さは、「良好な景観の形成のための方針」に則り、かつ、周辺の景観と調和するよう配慮し、当該工作物の設置目的等を達成するために必要な最低限度の高さとします。</p> <p>③ 建築物や工作物が大規模となる場合は、分節化、分散配置などの工夫を行うこととします。</p> <p>※建築物・工作物の高さの算定方法は建築基準法に基づくものとします。</p> |
| 形態・意匠 | <p>① 建築物の屋根の形状は赤瓦勾配屋根を基本とします。</p> <p>② 集落景観との調和に配慮し、金属類などの光沢のある素材、光を反射する素材の使用はできる限り避けることとします。</p> <p>③ 屋外に設ける設備は、配置の工夫や遮へいなどにより、できる限り周辺から目立たないようにします。</p> <p>④ 屋外において常時設置する照明は、過度の明るさや色彩のものを用いないこととします。</p>                                                                                                       |
| 色彩    | <p>① 建築物の外壁は、周辺の景観に配慮して、できる限り落ち着いた色彩(マンセル値：明度8以上、彩度2以下)を基調とします。但し、着色していない木材などの自然素材によって仕上げられるものや、外壁の一部についてアクセント的に用いる色彩を除きます。</p> <p>② 建築物の屋根や工作物に用いる色彩は、極端な低明度、高彩度を避け、周辺の景観との調和に配慮することとします。</p>                                                                                                                    |
| 緑化    | <p>① 建築物や工作物の敷地内はできる限り緑化するものとします。</p> <p>② 敷地内にフクギなどの樹木がある場合は、保全・活用するものとします。</p> <p>③ 敷地の周辺に設ける垣・柵・塀は、石垣もしくは生垣によるものとし、これによりがたい場合は、緑化等により修景することとします。</p> <p>④ 垣・柵・塀の高さは、周辺に圧迫感を与えないよう、敷地地盤面から 1.5m以下とします。</p>                                                                                                      |

### ③ 農地景観形成地区

- どうなんちまらしい農地景観の保全
- 農業振興を通じた景観づくりの推進



|       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 高さ・配置 | <p>① 建築物の高さは、原則として7m以下とします。但し、当該建築物が航空法その他の法令等の基準に基づき、かつ本計画における「良好な景観の形成のための方針」に則り、周辺の景観と調和するように工夫された場合はその限りではありません。</p> <p>② 工作物の高さは、「良好な景観の形成のための方針」に則り、かつ、周辺の景観と調和するよう配慮し、当該工作物の設置目的等を達成するために必要な最低限度の高さとします。</p> <p>③ 建築物や工作物が大規模となる場合は、分節化、分散配置などの工夫を行うこととします。</p> <p>※建築物・工作物の高さの算定方法は建築基準法に基づくものとします。</p> |
| 形態・意匠 | <p>① 建築物の屋根の形状は、背景の山並み景観等と調和するよう、できる限り勾配屋根とし、赤瓦葺きを採用するよう努めます。</p> <p>② できる限り木材や石材などの自然の素材を用いるなど、周辺の景観との調和に配慮し、金属類などの光沢のある素材や光を反射する素材の使用はできる限り避けることとします。</p> <p>③ 屋外に設ける設備は、配置の工夫や遮へいなどにより、できる限り周辺から目立たないようにします。</p> <p>④ 屋外において常時設置する照明は、過度の明るさや色彩のものを用いないこととします。</p>                                           |
| 色彩    | <p>① 建築物の外壁は、周辺の景観に配慮して、できる限り落ち着いた色彩(マンセル値：明度8以上、彩度2以下)を基調とします。但し、着色していない木材などの自然素材によって仕上げられるものや、外壁の一部についてアクセント的に用いる色彩を除きます。</p> <p>② 建築物の屋根や工作物に用いる色彩は、極端な低明度、高彩度を避け、周辺の景観との調和に配慮することとします。</p>                                                                                                                  |
| 緑化    | <p>① 建築物や工作物の敷地内はできる限り緑化するものとします。</p> <p>② 敷地内にフクギなどの樹木がある場合は、保全・活用するものとします。</p> <p>③ 敷地の周辺に設ける垣・柵・塀は、石垣もしくは生垣によるものとし、これによりがたい場合は、緑化等により修景することとします。</p> <p>④ 垣・柵・塀の高さは、周辺に圧迫感を与えないよう、敷地地盤面から1.5m以下とします。</p>                                                                                                     |

#### ④ 島の玄関口地区

□ 交流の促進等にも資する魅力的な景観の創造・演出



|       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 高さ・配置 | <p>① 建築物・工作物の高さは、航空法その他の法令等の基準に基づき、かつ本計画における「良好な景観の形成のための方針」に則り、周辺の景観と調和するよう配慮して、当該建築物・工作物の設置目的等を達成するために必要な最低限度の高さとします。</p> <p>② 建築物や工作物が大規模となる場合は、分節化、分散配置などの工夫を行うこととします。</p> <p>※建築物・工作物の高さの算定方法は建築基準法に基づくものとします。</p>                                                                                                                                      |
| 形態・意匠 | <p>① 建築物の屋根の形状は赤瓦勾配屋根を基本とします。</p> <p>② できる限り木材や石材などの自然の素材を用いるなど、周辺の景観との調和に配慮し、金属類などの光沢のある素材や光を反射する素材の使用はできる限り避けることとします。</p> <p>③ 屋外に設ける設備は、配置の工夫や遮へいなどにより、できる限り周辺から目立たないようにします。</p> <p>④ 屋外において常時設置する照明は、過度の明るさや色彩のものを用いないこととします。但し、その設置目的等からしてやむを得ないと認められるものについてはこの限りではありません。</p> <p>⑤ その他、建築物の建築等にあたって、島の玄関口としてふさわしい魅力的な景観の形成に資する形態・意匠となるよう心がけることとします。</p> |
| 色彩    | <p>① 建築物の外壁や工作物に用いる色彩は、周辺の景観に配慮して、できる限り落ち着いた色彩（マンセル値：明度8以上、彩度2以下）を基調とします。但し、外壁の一部についてアクセント的に用いる色彩や、その設置目的等からしてやむを得ないと認められるものについてはこの限りではありません。</p>                                                                                                                                                                                                            |
| 緑化    | <p>① 建築物や工作物の敷地内はできる限り緑化するものとします。</p> <p>② 屋外の駐車場は、できる限り樹木や芝生等で緑化するものとします。</p> <p>③ 敷地の周辺に設ける垣・柵・塀は、琉球石灰岩の石垣もしくは生垣によるものとし、その高さは、施設の維持管理等に支障のない範囲で、できる限り低くおさえることとします。</p>                                                                                                                                                                                     |

## (2) 開発行為

|               |                                                                                                                                                 |
|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地形、擁壁<br>・のり面 | ① できる限り行為前の地形を活かしたものとします。<br>② 擁壁やのり面が生ずる場合は長大にならず、小さな擁壁やのり面となるよう、分節化するなどの工夫を行うこととします。<br>③ のり面については緑化を図り、擁壁が生ずる場合は、周辺の景観と調和した形態および素材とするよう努めます。 |
| 緑化            | ① 行為を行う区域内に貴重な植生や古木・名木などがある場合には、できる限り保全・活用するよう努めます。<br>② 各宅地は、当該行為を行う地区において定められた建築物・工作物の景観形成基準に準じて緑化します。                                        |

## (3) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更

|                 |                                                                                                                                            |
|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 採取・掘採方法等、変更後の措置 | ① 土石の採取や鉱物の掘採にあたっては、周辺や主要な視点場から目立たないように、植栽や修景された塀等で遮へいします。<br>② 採取や掘採の範囲・面積は必要最小限にとどめることとします。<br>③ 採取または掘採後の跡地は、自然植生と調和した緑化等により修景することとします。 |
| 地形、擁壁<br>・のり面   | ① 開発行為における景観形成基準に準じます。                                                                                                                     |
| 緑化              | ① 行為を行う区域内に貴重な植生や古木・名木などがある場合には、できる限り保全・活用するよう努めます。<br>② 墓園の建設等による土地の形質の変更後は、外周部を緑化、修景するものとします。                                            |

#### (4) 木竹の伐採

|              |                                                                                             |
|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 伐採方法等、伐採後の措置 | ① 伐採の範囲・面積は必要最小限にとどめることとします。<br>② 伐採後は植林に努めるとともに、伐採跡地ができる限り目立たないように、植栽や修景された塀等で遮へいするものとします。 |
|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|

#### (5) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

|        |                                                      |
|--------|------------------------------------------------------|
| 位置・遮へい | ① 周辺や主要な視点場からできる限り目立たない位置で行い、植栽や修景された塀等で遮へいするものとします。 |
| 堆積の方法  | ① 堆積の高さはできる限り低くするとともに、常に整理整頓を心がけるものとします。             |



## 第5章 良好な景観の形成に関するその他の方針

### 1. 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針

「景観重要建造物」や「景観重要樹木」は、島の良好な景観にとって重要となる建造物や樹木を指定し、その保全と適切な維持管理を図るものです。

本町においては、道路その他の公共の場所など公衆によって容易に望見される建造物や樹木で概ね以下に示す事項に該当するものについて、今後、候補物件の調査・リストアップを行い、所有者や管理者との協議等を行いながら、景観重要建造物または景観重要樹木への指定に努めます。

- ◆ 優れたデザインや地域のシンボルとなっている建造物・樹木
- ◆ 歴史上・信仰上意味のある建造物・樹木
- ◆ その他、島の暮らしなどと密接に関わり、親しまれている建造物・樹木で、地域の景観形成上重要な建造物・樹木

※ 但し、文化財保護法の規定により国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物または史跡名勝天然記念物に指定、または仮指定されたものについては対象外とします。

## 2. 景観重要公共施設の指定の方針

公共施設は、森林や農地、民家や広告物などとともに地域の景観を形成する主要な要素の一つであり、地域の良好な景観形成を進めていく上での規範となるものとして重要な役割を担っています。

このため、景観法では景観計画区域内の公共施設（道路や公園、河川等）のうち、地域の良好な景観形成上、特に重要な施設を「景観重要公共施設」に指定し、整備の基準等を定めることができるものとされています。

本町においては、概ね以下に示す事項に該当する公共施設について、島の良好な景観形成を進める上で特に重要なものとして、今後、施設管理者との協議を行い、景観重要公共施設への指定を図ります。

- ◆ 大規模かつ重要な公共施設で、施設そのものが景観に大きな影響を与えるもの
- ◆ 本町の景観の骨格となる軸や拠点の周辺に位置する施設
- ◆ 景観資源の周辺などで、景観形成を一体的に推進する必要がある施設
- ◆ 住民や事業者などが積極的に景観形成に取り組んでいる地域に位置する施設
- ◆ 当該公共施設を整備することにより、周辺と一体的な景観形成の取り組みが期待できるもの
- ◆ その他、良好な自然景観の保全、新たな景観の創出を重点的に図る必要がある地域に位置する施設

### ■ 景観重要公共施設の指定候補

| 種 類 | 名 称               |
|-----|-------------------|
| 道 路 | 県道与那国島線、県道与那国港線   |
| 港 湾 | 祖納港               |
| 漁 港 | 久部良漁港             |
| 海 岸 | ナンタ浜、比川浜、カタブル浜 など |

※ 上記以外の公共施設についても、選定の考え方を満たすものについては、管理者との協議の上、景観重要公共施設への指定を図ります。

### 3. 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

---

「景観農業振興地域整備計画」は、農業振興地域内で地域特性を踏まえた良好な農業景観づくりの推進を図るものです。

本町では島のほぼ全域が農業振興地域となっており、今後ともどうなんちまらしい農地景観を保全、育成していくために景観農業振興地域整備計画を策定する必要があるとなった場合において、本景観計画での方針等を踏まえて策定することとします。



## 第6章 準景観地区

### 1. 準景観地区の区域と手続きの流れ

#### (1) 準景観地区の区域

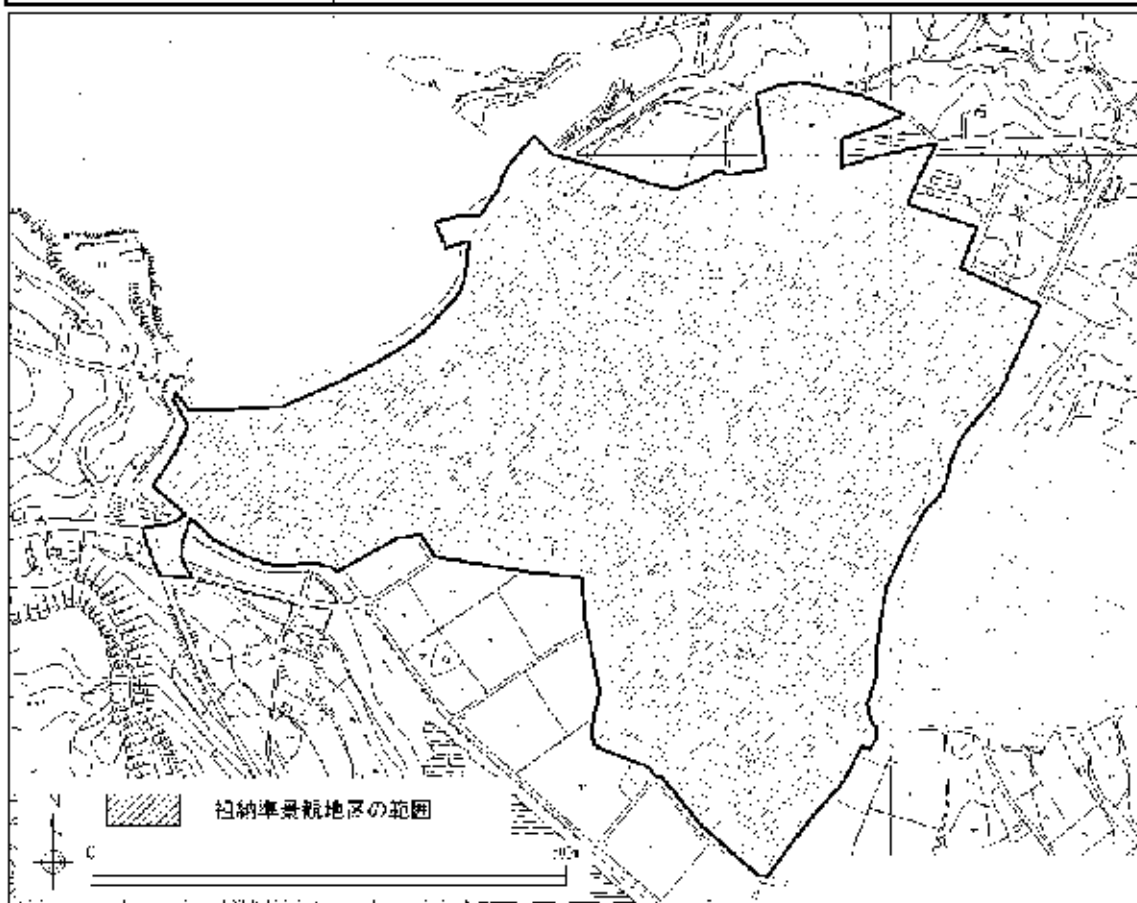
祖納集落は本町の中心的な集落であり、木造赤瓦の伝統的な建造物が比較的多く残されていますが、近年、新築や建替え等に伴い現代的な建造物が増加しつつあります。また、残されている伝統的木造建造物についても、赤瓦屋根をトタン等で補修している物件が多く見られ、修理が求められる物件も多い状況にあります。

一方、本町の自然地や農地においては、自然環境保全地域や農振農用地区域、町自然環境保護条例などにより建築物の建設等に対する規制・誘導が一定なされていますが、集落域においては規制・誘導力が弱い状況にあります。

こうしたことから、今後、伝統的な集落景観の保全・形成に向けたより積極的な取り組みを図ることを目的に、集落景観地区のうち **祖納集落の一部** について準景観地区を指定します。

#### ■ 名称、位置及び区域、面積

|        |                     |
|--------|---------------------|
| 名 称    | 祖納準景観地区             |
| 位置及び区域 | 与那国町字祖納、字北浦野、字内道の一部 |
| 面 積    | 約 40.9 ha           |



## (2) 準景観地区における認定対象行為

### 1) 認定対象行為

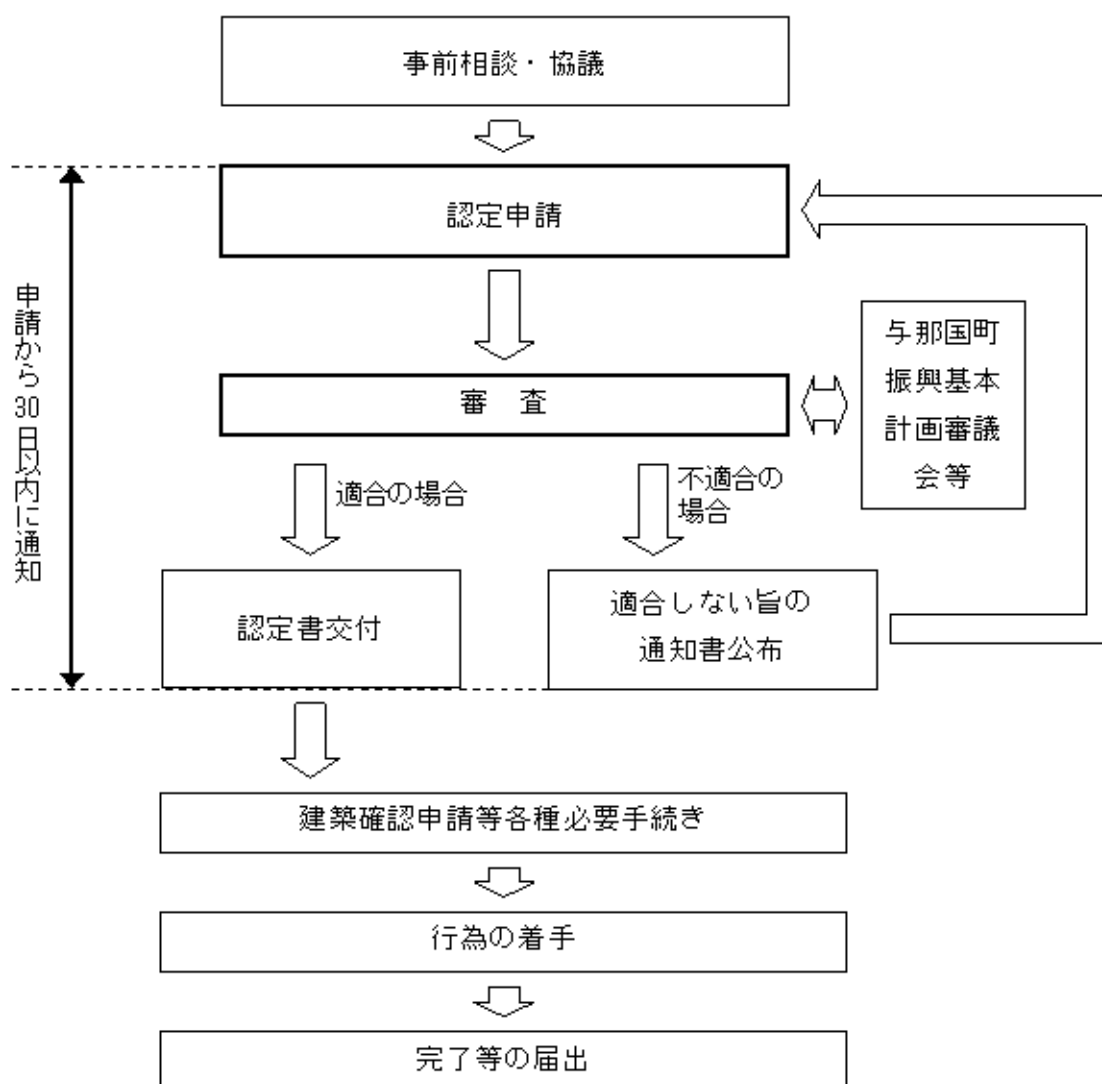
準景観地区内（祖納地区）における認定対象行為は以下の通りです。

| 認定対象行為                                             |                                                |
|----------------------------------------------------|------------------------------------------------|
| 対象となる行為                                            | 対象となる規模                                        |
| 1) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 | ○新築、増築、改築若しくは移転する全ての建築物<br>○外観の変更の範囲が10㎡を超えるもの |

### 2) 認定申請の流れ

準景観地区（祖納地区）内における認定申請の流れは、概ね以下のとおりです。

#### ■ 認定申請の流れ



## 2. 準景観地区内における行為の基準

準景観地区内における行為の基準は以下のとおりとします。

### ■行為の基準

|                            |                       | 祖納準景観地区                                                                                                                  |
|----------------------------|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 建築物の<br>形態意匠<br>に関する<br>制限 | 基本事項                  | ○ 伝統的集落景観の保全・回復に資するよう、可能な限り島の伝統的木造建造物の形態意匠を踏まえたデザインとします。                                                                 |
|                            | 屋根                    | ○ 伝統的集落景観の保全・回復に資するよう、原則として屋根形状は寄棟造とし、屋根素材は琉球赤瓦葺きとします。                                                                   |
|                            | 外壁                    | ○ 建築物の外壁は、周辺の景観に配慮して、できる限り落ち着いた色彩（マンセル値：明度8以上、彩度2以下）を基調とします。但し、着色していない木材などの自然素材によって仕上げられるものや、外壁の一部についてアクセント的に用いる色彩を除きます。 |
|                            | 建築設備                  | ○ 屋外に設ける設備は、配置の工夫や遮へいなどにより、できる限り周辺から目立たないようにします。                                                                         |
|                            | 垣・柵・塀                 | ○ 垣・柵・塀は、石垣もしくは生垣によるものとし、これによりがたい場合は、緑化等により修景することとします。<br>○ 垣・柵・塀の高さは、周辺に圧迫感を与えないよう、敷地地盤面から 1.5m 以下とします。                 |
| 建築物の高さの最高<br>限度又は最低限度      | ○ 建築物の高さは 10m 以下とします。 |                                                                                                                          |

※但し、町長および与那国町振興基本計画審議会が、島の良好な景観形成に支障を及ぼすおそれがないと認める場合についてはこの限りではない。





## 第7章 計画推進に向けて

### 1. 法に基づく取り組みの推進

法に基づく取り組みの基本となるのは景観法の活用です。景観法に基づく景観計画の普及・啓発に努めながら、景観法に基づく各種の取り組みを進めます。

一方で、景観づくりを進めていく上では景観法の枠組みだけでは限界があることから、関連する既存法制度と連携した取り組みを進めます。

#### (1) 景観法に基づく取り組み

景観計画に基づく届出・行為制限の適切な運用を行いつつ、景観重要建築物・樹木や景観重要公共施設の指定に向けた取り組みを進めます。

また、各主体の連携、協働による景観づくりを推進するため、必要に応じ「景観協議会」の設置や「景観協定」などを活用します。

一方で、本町の景観づくりを進めていく上で特に重要な地区については、よりきめ細かな景観の規制・誘導に向け、「準景観地区」の指定に向けた取り組みを進めます。

#### ① 景観協議会の設置検討

景観協議会は良好な景観づくりに関する協議を行うため、景観行政団体、景観重要公共施設の管理者、景観整備機構などで組織するもので、必要に応じ関係行政機関や公益事業を営む者、住民その他良好な景観づくりを行う者を景観協議会に加えることができます。

本町においては、今後、景観形成に向けた各主体の取り組みの状況などをみつつ、必要に応じて設置を検討することとします。

#### ② 景観協定の普及

景観協定は、景観計画区域内の土地において、良好な景観の形成を図るため、土地所有者等の全員の合意により、当該土地の区域における良好な景観の形成に関する協定を締結することができる制度です。

町民との連携、協働によるどうなんちまらしい景観形成を進めていくためにも、「景観協定」制度の普及に努めます。

#### ③ 準景観地区の指定

準景観地区は、景観計画区域よりも厳しい基準を定め、積極的に規制・誘導することで、良好な景観の形成をより強力に担保する地区です。

本町においては「祖納準景観地区」を指定し、伝統的な集落景観の積極的な保全に向けて取り組みます。また、今後とも、本町の景観づくりを進めていく上で特に重要な地区については、地区住民の意向を十分に踏まえ、また、関連法制度の活用も考慮しながら指定を検討します。

## (2) その他の関連法制度との連携・活用

本町では、景観に関連する法制度として建築基準法をはじめ、自然環境保全法や文化財保護法、海岸法などがあります。これら関連法制度との十分な調整、連携を行い、良好な景観形成に向けた総合的な取り組みを進めます。

### ① 自然環境保全法（沖縄県自然環境保全条例）・屋外広告物法（沖縄県屋外広告物条例）

沖縄県自然環境保全条例と連携した自然景観の保全や、沖縄県屋外広告物条例に基づく屋外広告物の規制・誘導を進めます。

なお、屋外広告物については、今後の設置状況等を踏まえて、必要に応じて町のルールづくりを検討するものとします。

### ② 文化財保護法

伝統的な建造物や遺跡など、本町の歴史・文化的な景観資源については、今後とも文化財保護法に基づく指定に取り組むとともに、祖納集落における伝統的な集落景観の保全・回復を図るため、中長期的な展望のもと、伝統的建造物群保存地区制度の活用も検討します。

### ③ その他の関連法制度との調整、連携

その他、海岸法や河川法、農地法などの関連法制度に基づく各種施策等について、良好な景観づくりの視点からの調整、連携を行うことにより、総合的な景観づくりを進めます。

## 2. 自主的な取り組みの推進

---

景観づくりを進めていくためには、関連法制度を活用した取り組みとともに、町の自主的な取り組みが重要となります。自主的な取り組みとしては、町民等との協働による景観づくりを進めるための普及・啓発の推進や表彰制度・助成制度の創設とともに、各主体の連携、協働を図るための体制構築が必要です。

### (1) 町民等による景観づくり活動の促進に向けた取り組み

町民等の景観づくりに対する意識の醸成を図り、主体的な取り組みを促進するため、与那国町景観計画の普及・啓発、支援制度の創設などを行います。

#### ① 景観計画の普及・啓発および景観に関する各種情報の提供

景観計画に対する町民等の理解を深め、町民等の主体的な取り組みの促進を図るため、景観計画概要版の配布や町ホームページへの掲載、その他景観に関する各種情報の提供等を行います。

#### ② 景観計画ガイドラインの作成

景観計画への町民等の理解深化と、効果的かつ円滑な運用を図るため、「与那国町景観計画ガイドライン」を作成します。

#### ③ 専門家の派遣、表彰制度・助成制度等の支援制度の創設

町民等の主体的な取り組みを支援するため、専門家の派遣、表彰制度や助成制度などの支援制度を創設します。

### (2) 景観づくり推進体制の構築

景観計画の効果的かつ円滑な運用を図るため、景観計画・条例に基づく届出の前に相談・協議を行う場を設けるとともに、庁内の体制構築、国や沖縄県との連携・協力体制の強化を行います。

#### ① 事前相談・協議の創設

届出対象行為について事前に相談・協議できる制度を創設し、景観計画への理解を図るとともに、景観形成の方針・基準等の遵守を促します。

#### ② 庁内連絡協議会の設置

景観計画に基づく総合的、横断的な取り組みを推進するため、関係部局間の計画、施策等を踏まえた調整や整合性確保などを行う組織として、「与那国町景観づくり庁内連絡協議会」を設置します。

#### ③ 国・県との連携・協力体制の強化

国や沖縄県関係部局（都市計画・モノレール課、文化課、自然保護課など）との連携・協力体制の強化を図ります。